

第3次元気はつらつ大和高田21計画案パブリックコメント 実施結果報告書

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱(平成29年訓令第9号)第6条第2項の規定により、次のとおり実施結果を公表します。

第1 実施概要

| | |
|--------|--|
| 計画概要 | 第3次元気はつらつ大和高田21計画は、計画期間の初日を令和8年4月1日とする健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する本市の市町村健康増進計画(食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する市町村食育推進計画及び自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画を含む。)をいう。 |
| 意見公募期間 | 令和8年1月8日(木)から令和8年1月28日(水)まで |
| 公表方法 | ・市公式ホームページへの計画資料の掲載 ・市政情報コーナー及び市保健センターへの計画資料の配架 |
| 意見提出方法 | 持参、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メール |

第2 提出された意見

| | |
|----------|--|
| 意見提出件数 | 2件 (意見提出方法別の内訳) ①持参 0件 ②郵便 0件 ③信書便 0件 ④ファクシミリ 0件 ⑤電子メール 2件 |
| 意見提出者の区分 | ①市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者 1人 |
| | ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 0人 |
| | ③パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの 1人 |

第3 提出された意見に対する市の考え方

| ご意見 | 本市の考え方 |
|--|--|
| <p>喫煙者の禁煙相談やサポートに取り組んで はどうか。また薬局で禁煙相談に対応するよ う連携されてはどうか。</p> | <p>今後、個別健康相談等の事業にて禁煙相談 の実施を検討しております。また、喫煙対策実 務者会議に薬剤師会も参加しており、年に一 度、関係機関の取り組み状況や課題を共有 し、必要時連携を行っております。</p> |
| <p>禁煙治療費の 2/3~3/4 の助成制度を県と 連携して設けてはどうか。福島県南相馬市で は 3/4 までの助成を行っている事例がある。</p> | <p>本市としても禁煙治療の重要性について は理解しておりますが、回答時点では助成は検 討しておりません。</p> |
| <p>世界 COPD デーである 11 月第三週水曜を 啓発周知スケジュールに入れてみてはどうか。</p> | <p>啓発の機会として追加を検討いたします。</p> |
| <p>世界禁煙デーの実効性とアピールを高める ためにも、催しの一環としてイエローグリーン ライトアップに参加してはどうか。</p> | <p>イエローグリーンライトアップへの参加につ きましては、世界禁煙デーの趣旨に賛同する ところではございますが、設備面及び運営上 の制約等から、現時点では実施が困難な状 況であります。 本市では引き続き世界禁煙デーに合わせた 啓発等可能な範囲での健康づくり施策に取 り組んでまいります。</p> |
| <p>未成年者の喫煙ゼロ、妊婦の喫煙ゼロ目標 と同じく、子どもたちの受動喫煙ゼロ(0)を 重点目標に据え、子どもたちへの危害防止を 絶対的に優先的に強く進めてほしい(いじ め・虐待でもあり、救済されるべきである)。 60 ページ等で、家庭で受動喫煙の害を受け ている者の割合 小学生・中学生・16 歳以上 目標値「減少」と記載されているが、これには 乳幼児・子ども達が含まれているでしょうが、 上記のように、目標値:ゼロ(0%)とし、速や かな目標実現をお願いしたい。41、48、97 ページでも、妊娠中の喫煙率、育児中の喫煙 率 母親、父親の最終目標値も「減少」でな く、ゼロ(0%)としてほしい。 国の健康日本 21(第三次)で 2032~35 年度には「望まない受動喫煙のない社会の 実現」が掲げられている。受動喫煙の害を受 けている者の割合は、家庭内はもちろん、職 場、飲食店等を含め、2032~35 年度まで には、ゼロ(0%)目標の記載をお願いしたい。</p> | <p>41、48ページに記載された最終目標値は、 既に実施された第2次計画の結果であるた め、変更できません。 97ページに記載された「育児中の喫煙率」 と「家庭で受動喫煙の害を受けている者の 割合」につきましては、本来であれば目標値 を0%とするのが望ましいところですが、健康 増進法に基づく基本方針が「望まない受動 喫煙の機会を有する者の減少」という目標を 掲げて、その目標値を「望まない受動喫煙の ない社会の実現」としているため、本計画に おいても具体的な数値目標を掲げずに「減 少」としています。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」など啓発にとどまらず、義務的な制度化やルール化が必須だと考える。改正健康増進法の見直しが現在進められていて、これらの内容が盛り込まれるかどうか不明ではあるが、貴市、また県レベルでも、兵庫県受動喫煙防止条例等を参考に実効化推進に沿って頂きたい。</p> | <p>本市においては、住民に法的義務を課すような受動喫煙防止に関する独自の条例の制定については、回答時点では検討しておりませんが、関係法令に基づき、適切な周知・啓発等に努めているところです。今後につきましても、国及び県の動向等を注視しながら、受動喫煙防止に関する取り組みを推進してまいります。</p> |
| <p>「子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）を重点目標」と「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」については、学校では学校薬剤師や薬剤師会との連携、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、市民課（生活保護所帯など）の関与などが可能であり、既に行われているとは思いますが、保護者への働きかけや医師会関連で、小児科医、医療機関などの協力等により引き続き行ってほしい。</p> | <p>年に一度開催している喫煙対策実務者会議には市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、中和保健所、市学校教育課、市教育総務課が参加しており、会議で取り組みや課題などを話し合い、現状を把握し、互いに協力できるように努めております。多職種が参加する会議は、今後も引き続き実施していく予定です。</p> |
| <p>認知症について、喫煙の影響もかなりあると指摘されているところで、若年からの生活習慣の改善により、認知症の発症予防・重症化予防は可能で、そのエビデンスが多く集積されてきているので、66ページの2生活習慣病の発症予防と重症化予防等で触れてはどうか。</p> | <p>厚生労働省の発表では、認知症は能動喫煙による健康影響レベル2の「証拠は因果関係を示唆（可能性あり）」であり、レベル1の「因果関係を推定する証拠が十分（確実）」でないため、本計画には記載を予定しておりません。今後の研究等の動向を注視し、啓発してまいります。</p> |
| <p>資料編②生活習慣病などの発症と重症化予防の健康診査と健康管理のうち、「新規人口透析患者数」の目標値を0人とされているが、何故「新規人工透析患者数」を項目として入れたのか。</p> | <p>本計画にて「新規人工透析患者数」を目標値として掲げた趣旨としては、国民健康保険被保険者を対象者とした計画である「大和高田市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」において、糖尿病性腎症等の重症化予防対策事業の評価指標として新規人工透析導入患者数の目標値を0人としていたため、同計画との整合性を考慮し、本計画においても目標値として設定したものです。</p> |
| <p>「新規人工透析患者数」をどのような施策により、目標値0人への達成を目指すのか。</p> | <p>本計画に記載された取り組みのほか、糖尿病性腎症等の重症化に起因する新規人工透析導入患者数については、糖尿病が重症化するリスクが高い医療機関未受診者や治療中断者に対する適切な受診勧奨、腎症のリスクが高い者への保健師等による働きかけにより目標達成を実現したいと考えています。しかしながら、人工透析に至る経緯については、個々人の事情により様々であり、それらを考慮せず、本計画において、単に「新規人工透析患者数」と記載するのは不適切であるため、項目名を「生活習慣病に起因する新規人工透析導入患者数」に変更します。</p> |

第4 計画等の案を修正したときは、その修正内容及び理由

| 変更ページ数 | 変更内容 |
|--------|--|
| P99 | ②生活習慣病などの発症と重症化予防●健康診査と健康管理の項目のうち「新規人工透析患者数」を「生活習慣病に起因する新規人工透析導入患者数」へ変更。 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |